

校訂『規約及議事簿』

日比野 晃

はじめに

「規約及議事簿」は、愛知県犬山市内の三十数戸からなる中本町における、一八八八年（明治二二）から一九〇一年（明治三四）の、町内運営に関する記録である。

これは日本の社会が近代化される中で、地方の自治がどのように展開されていったか知る史料の一つとして価値があると考えられ、また、国語学的には近世から近代への表現様式の変化を知る上においても関心が寄せられる。

翻刻にあたり、出来るだけ原形をとどめることに努めたが、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、段落（改行）は適宜に改変し、句読点・並列点を付した。
- 一、漢字は原則として原本のままとしたが、古字・同字・俗字等は通行の字体に改めた。（例、桮↓野・叟↓事、忝↓松・楮↓梅、兼↓承・々↓出）
- 一、仮名の合字は通行の字体に改めた。（例、ち↓より、片↓トキ）

- 一、変体仮名は通行の平仮名に改めた。
- 一、明らかな誤字はことわりなく訂した。但し、「撰擧・撰出」は「選挙・選出」としないで、そのままとした。
- 一、送り仮名の不足、或いは必要のない送り仮名の箇所があるが、原本のままとした。

一、仮名は全体的に片仮名が用いられているが、部分的に平仮名の混用がある。これも原本のままとした。

一、書記した人が年によって代っているので同音異字の使用が各所にみられるが、どちらの表記が正しいのか分からないので、これも原本のままにした。（例、川田・河田、久造・久蔵）

一、解読できない文字は□ または相当字数を□□ で示し、推定できるものは「」をつけて記した。又、様態を示す言葉も「」内に記した。（例、表紙・朱筆・欄外記述）

なお、本分の語句の注は語句の右下に（ ）を付けて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

戊子明治廿九年十一月
規約及議事簿

「表紙」

規約書

茲ニ中本町組各營業上、諸般ノ便益ヲ圖ランカ為メ組内一同協議ノ上、組規約ヲ設立シ定メタル條款、左ノ如シ。

第壹條 組中ヨリ委員拾名ヲ投票撰擧スルモノトス。

第貳條 委員ハ町務委員ト名稱ス。

第參條 伍々長ハ幹事中ヨリ貳名ヲ互撰シ、伍々長専務スヘキ事。

但、伍々長、町務委員ヲ兼務スル事ヲ得。

第四條 町務委員当撰者ハ左ノ理由アルニ非サレハ町務委員ヲ拒辭

シ、又ハ任期中退職スル事ヲ得ス。

一、疾病ニ罹リ事務ニ堪ヘサル者。

一、組内ニ於テ正当ノ理由アルト認ムル者。

第五條 町務委員ハ、伍々長・幹事従来固襲ノ事務ヲ除キ、組内一

切ノ事務ヲ擔任シ處弁スルモノトス。

但、伍々長・幹事ニ於テ取扱難キト認ル事件ニ限ルヘシ。

第六條 町務委員ハ、出納ニ関スル事項ハ支出金高拾圓ニ限り議決

スル事ヲ得、若、拾圓ヲ超過スル時ハ組内一統ノ協議ニ附ス

ヘシ。

第七條 町務委員會ハ總テ村會法ニ準シ議決スルモノトス。

第八條 町務委員會ハ組内ノ者ニ限り傍聴、且、必要ト認ムル事件

ハ建議スル事ヲ得。

但、起立数ニ入ルヲ許サス。

第九條 町務委員ノ任期ハ滿壹ケ年トス。

但、滿期再撰スル事ヲ得。

第十條 此規約ハ組中三名以上ノ人員ニ於テ改正ヲ乞フトキハ協議

ノ上訂正スルヲ得。

右之條々盟約候付連署候也。

明治廿九年十二月四日

加藤松兵衛 印

廣瀬忠兵衛

蛇原久造 印

出口久八 印

阿部萬次郎 印

永田嘉兵衛 印

栗本勘兵衛 印

河野豊壽 印

瀧 傳七 印

高木満太郎 印

山田半六 印

古田儀兵衛 印

伊神行馬 印

岡田金次郎 印

清水代蔵 印

柴田善左衛門 印

山田寅次郎 印

〔朱筆〕
本人移住ニ付取消

〔朱筆〕
本人他へ移住ニ付取消
〔朱筆〕
本人他へ移住ニ付取消

本人他へ移住ニ付取消

丹羽虎次郎〔抹消線〕印

大塚甚左衛門

水野 豊印

浅野 栄吉印

原田 まる印

武内信太郎印

梅田 かな印

大竹 藤一〔抹消線〕

織田喜兵衛印

磯部友次郎

武内慶次郎

各務源七印

竹端 録得〔衛〕印

河田幸太郎印

小池 うめ〔抹消線〕印

森川辰二郎印

追加

第拾壹條 組内等級改撰ハ満壹ケ年ヲ經過スルノ後、毎年陰曆九月

委員會ヲ開キ改撰スルモノトス。

但、満期改撰セサルモ盛衰ナキ以上ハ妨ナシ。且、非常ノ異動アル際ハ此規約ヲ遵守、且、捺印スヘキハ勿論。若

第拾貳條 組内居住者ハ此規約ヲ遵守、且、捺印スヘキハ勿論。若シ違約、應セサル者ハ組内ノ者一切交際スヘカラス。

但、他ヨリ移轉者モ本條ニ準據スヘシ。

天野金平・金城 社・小倉 壽・近藤義太郎・大竹金兵衛

各務ひさ〔付箋〕

十二月三日委員會議案及議決書ニ記載宜敷付、御熟覽ノ上御承

知アリタシ。

明治廿壹年十二月三日委員會議案及議決、左ノ如シ。

議案

第壹條 規約書各個條可否如何。

第貳條 町内等戸改撰ノ件。

第三條 日老文徴収ノ件。〔5〕

第四條 公園永續資金徴収ノ件。

第五條 勸化等ノ處置如何。〔天王まつり〕

附、津島神社寄附金如何。〔6〕

第六條 秋葉神社代参ノ件。

第七條 祭礼費不足金四圓有余徴収ノ件。

第八條 山車倉庫修繕ノ件。〔7〕 以上

右議決

第壹條 原草案ニ決ス。

第貳條 改撰ニ決ス。河田幸太郎厘引下ケ、他ハ従前ノ通り異動

ナシ。

第參條 従前ノ通り月〔内〕 集金ニ決シ、日老文ノ文字ヲ祭礼費（八

月祭礼・船祭(6)ヲ云フ)ト訂正。且、壹厘ニ付壹ヶ月六厘ト訂正ス。

第四條 廿壹年十二月ヨリ昨年学校等戸割ニテ壹ヶ月分ツ、出金ニ決ス。

第五條 組内中ニ信者アリテ [註]勸化依頼人ヲ導クトキハ別段、或ハ伍々長え申込時ハ伍々長於テ町内え帳簿 [週達]ノ旨答フヘシ。且、組内者於テハ組内者ノ導クナクンハ一切寄帳スヘカラ「サ」ル事ニ決ス。

附、津島神社寄附金、町務委員會ニ於テ金壹圓寄附スヘキニ決ス。其賦課方ハ左ノ如シ。

六 [區]割 六分 十三・十四・十五 五分 十・十一・十二

四分 七・八・九 三分 五・六 二分 二・三・四

壹分 壹

但シ、十三・十四・十五ハ、壹匁三厘・壹匁四厘・壹匁五厘ヲ云フナリ。

第六條 従前ノ通り。

第七條 直ニ昨年日一文ニ準シ集金スヘシ。

第八條 修繕スルニ決ス。

但シ、実地 [目撃]拾円以上ノ工事ト認ムル際ハ、来ル本月

日待會協議ニ附スル事ニ決ス。

(朱筆) 甲號 依頼書

稻置村公有財産変更及ヒ残財産ニ係ル放出、其他一村共有ニ関スル

事件ハ爾來貴官名義ニテ百事御取扱相成度、此段及御依頼候也。
明治廿二年一月 何組惣代

全

戸長魚住安造殿宛

(朱筆) 乙號

当村九百九拾壹番戸建物年々修繕ヲ加ヘ保存ス。然ルニ毎年多額之金員ヲ費消シ、修繕スルモ年々破壊スル事多キノミナラス、小學校分場ノ名稱棄却スルハ近キニアリ、当来何ニ因テ維持スル [ヤ]実ニ巨大之家屋ニシテ、空 [室]ノ破屋維持スルハ有益ニアラス。依テ普ク入札賣却シ殘金員ヲ以テ [裁]扣所新築義捐金之不「足」額ヲ補ヒ、餘剩金ヲ以テ戸長役場新築費ニ充ツルヘキ [六]承諾候也。

何組惣代

明治廿二年一月

戸長魚住安造殿宛

印

右甲號依頼書及ヒ乙號承諾書調印ノ可否、明治廿二年一月十三日、臨時委員會ニ於テ協議ノ上、可ト認メ、各務源七・高木鏞太郎ニ組惣代調印スヘキ依頼候。依テ各町務委員署名捺印候也。

明治廿二年一月十三日

町務「委」員 加藤松兵衛 (印)

全 瀧 傳四郎 (印)

栗本勘兵衛印

河野豊壽印

阿部萬次郎印

蛭原久造印

廣瀬忠兵衛印

出口要印

永田嘉兵衛印

日ヨリ正月三日夜迄ヲ七名之方ヨリ負擔スル事ヲ得。

加藤松兵衛君・廣瀬忠兵衛君・蛭原久造君・阿部萬次郎君

栗本勘兵衛君・武内信太郎君・高木鏑太郎君　メ七名

明治廿三年旧八月朔日、役割之際協議条、左ニ課目ヲ記ス。

一、河野豊壽殿より老年之廉ヲ以、幹事除役之事ヲ申出サレシヲ左

ニ決議ス。

幹事ハ無論勤役之事ニシテ、幹事五名之内ヲシテ申合、義務を負擔ス。

廿三年旧八月廿五日此件取消。

一、各務源七殿ヨリ、妻、山田屋ひさノ両家ニシテ家事ニ探リテ

殆ント困難ノ場合、其事実タルヤ細君ハ山田屋ノ家事エ廻リ、長

男ハ下山探エ勤役スルニシテ各務家ノ留す居無キヲ困シ、本年限リ

役錢出金探ノ事ヲ申出サレ。

決議

本案之如キ事実無相違ニ據リ、本人申出之如ク承リ置候事。但し本年限。

一、小倉壽殿よりハ是迄役抜トシテ金貳円ヲ差出シ来りける處、本

年より貳円出金之義務難盡ニ附、後家同様ノ勤役ヲスルヲ要シ度、

此申出サレシ事。

決議

本案履行セズ。

明治廿二年十月廿六日　舊十月三日ニ當ル。　町務委員通常開會。

加藤松兵衛・蛭原久造・永田嘉兵衛・阿部萬次郎・伊神行馬

廣瀬忠兵衛・大竹藤一・河野豊壽・瀧　傳四郎・欠席 高木鏑太郎

左ノ課目ヲ議決ス。

号外第壹條

幹事勤務中事故アリテ他エ移轉シ明家トナルニ至リハテ、其次ヲシテ勤務スルノヲ得ル。年度中ニ該明家エ入籍スル人アルトキハ、翌

年ニ復シ勤務スル事。年限中ニ他ヨリ入籍セサルニ至リハテ、可否

ヲ問ハス除役タルヘシ。

号外第二條

本組夜廻リ、旧十一月十八日夜始め、旧来陽二月中ヲ勤務スル事。

欄外記載
正月廿二日ト改ルナリ。

毎夜午后十時ヨリ夜明ケニ至ル式組ヲ以守護スル事。

欄外記載
宿ハ毎戸カ合ニテ相勤ル事。

左ノ七人ハ大間口并 之廉ヲ以義務ヲ尽サレ、旧十二月廿五

廿三年町務委員通常會 十月十八日、旧九月五日當ル。

加藤松兵衛・高木鏞太郎・廣瀬忠兵衛・阿部萬次郎・伊神行馬

滝 傳七・蛭原久造・永田嘉兵衛・栗本勘兵衛・大竹藤一

左之課目ヲ議決ス。旧九月通常會決議、左ノ如シ。

一、諸役抜料、毎年旧九月・旧正月毎、日待ノ節前収スヘシ。

廿四年町務委員当撰者。旧九月十八日通常會。

加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・高木鏞太郎・大竹藤一・蛭原久蔵

阿部萬次郎・伊神行馬・永田嘉兵衛・水野 豊・瀧 傳四郎

左ノ課目ヲ議決ス。

一、金城社役抜料減額ノ可否。

決議 半額、即チ壹円。

但シ、金城社タルハ廿三年限借家解ニ相成、其后年度中六ヶ月

貸家ナル事、事実無相違候據リ、前頭之如ク議決ス。

一、町内祝儀酒之件。

右廿二年より廿四年ニ至ル下山へ差出シ、廿五年ヨリハ此限ニ

非ス。

一、山田屋ひさ殿役錢之件。

決議 十式五厘。

右役錢ハ、廿五年より更ニ改正之金員ハ總テ廿五匁ツ、差出ス

事。後家ノ外ハ事故ナクシテ勤役セサルハ不許。

当組ニ永続スル新後家ハ相續人タル男子ナキトキハ、三ヶ年祭

典ニ関スル事柄役抜トス。三ヶ年經過スル已上ハ例ニ據廿五匁

ヲ差出ス事。是迄ハ半額ヲ請取スル事ナレトモ、更ニ三ヶ年ハ

役錢相廢シ候。

右決議。

廿五年度日一文訂正、左ニ。

1 壹匁五厘

全

2 壹匁四厘

3 壹匁三厘

4 壹匁貳厘

5 九厘

6 八厘

7 七厘

8 七厘

9 七厘

半〇

加藤松兵衛

廣瀬忠兵衛

蛭原久造

武内信太郎

栗本勘兵衛

磯部友二郎

高木鏞太郎

阿部萬次郎

瀧 傳四郎

伊神行馬

天野金兵衛

大塚甚左衛門

原田まる

小川代助

小池むめ

岡田弥兵衛

15	14	13	12	11	10
壹厘	貳厘	三厘	四厘	五厘	六厘

計 貳百六拾四割



水野 豊
 中嶋半兵衛
 出口久八
 大竹藤一
 各務源七
 浅野栄吉
 川田甲太郎
 岩田 扣
 山田屋ひさ
 永田嘉兵衛
 河野ますよ
 武内圭二郎
 小倉 壽
 加藤 扣
 森 金兵衛
 山田寅二郎
 清水代蔵
 長繩源之丞
 梅田かな
 加藤支店
 近藤義太郎

廿五年旧正月十九日。町内惣日待之際、左ノ課目ヲ提出シ、決議左ニ。
一、車山蔵新築如何。

決議 他ニテ古蔵ヲ周旋シテ買受クル事。

廿五年度町務委員當撰者。旧九月十一日通常會。

加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・磯部友次郎・蛭原久造・武内信太郎
栗本勘兵衛・滝 傳七・大塚甚左衛門・高木鏞太郎・阿部萬次郎

廿六年度日一文訂正

一、壹毫五厘

々

小計、三毫

壹毫四厘

加藤松兵衛
廣瀬忠兵衛
蛭原久造
栗本勘兵衛
武内信太郎
磯部友次郎

小計、五毫六厘

壹毫三厘

高木鏞太郎
阿部萬次郎

小計、貳毫六厘

壹毫貳厘

壹毫

九厘

滝 傳七
小川代助
伊神行馬

八厘

大脇甚左衛門

大竹金兵衛

原田まる

清水代蔵

小池むめ

小計、壹匁五厘

七厘

小計、貳匁四厘

貳厘

長繩源之丞

岡田弥兵衛

梅田かな

水野 豊

大脇梅次郎

中島半兵衛

森田市太郎

六厘

小計、貳匁壹厘

出口久八

小計、壹匁

勝野敏助

大竹藤一

計、金貳百五拾七文

五厘

小計、壹匁二厘

浅野栄吉

明治廿六年十月八日、我組内御祭礼山嵐¹²ノ為メ丸山ヨリ帰宅ノ際、

河田甲太郎

熊野町ノ者、無謂黨ヲ為シ道ニ要シ、危害ヲ加ヘント現ニ当組内武

岩田支店

内信太郎ヲ再三衝倒サレ、漸ク身ヲ以テ免ル、事ヲ得。実ニ言語ニ

山田屋ひさ

絶セシ暴行ト謂ハザルヲ得ス。斯ル野蠻極ル者ニ對シ使用スルハ不

小計、貳匁

快ニ付、依テ茲ニ組内一統協議ノ上、署名捺印シ 萬般使用セザル

四厘

永田嘉兵衛

事ヲ盟約候也。

河野ます

但、此盟約ニ違約スル者ハ違約金五円ヲ徴収スルモノトス。

山田寅次郎

明治廿六年十月八日

三厘

小計、壹匁二厘

武内圭次郎

加藤松兵衛^印

小倉 壽

原田慶次郎^印

加藤 扣

小川五郎三郎^印

森田市太郎^印

伊神行馬^印 蛭原久造^印 岡田金次郎^印 阿部萬次郎^印 清水代藏^印 河野ますよ^印 中嶋半兵衛^印 山田寅次郎^印 大竹金兵衛^印 大塚甚左衛門^印 岩田治平^印 水野豊^印 滝傳四郎^印 浅野栄吉^印 栗本勘兵衛^印 永田嘉兵衛^印 各務源七^印 武内信太郎^印 出口要^印 梅田かな^印 大竹藤一^印 小倉はる^印 磯部友次郎^印

右連署スル所ノ熊之町葛藤事件、氏子惣代田中藤一君・小島弥次郎君、右御両君御仲裁相成、更^三□事済相成候也。依之右連署消滅ス。

廿七年度日掛、左ニ訂正ス。但し、祭禮費□割。

壹匁六厘 加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛
 壹匁五厘 蛭原久藏・武内信太郎・磯部友次郎・栗本勘兵衛
 壹匁四厘 高木鏞太郎
 壹匁三厘 阿部萬次郎
 壹匁貳厘 瀧 傳七
 九厘 伊神行馬・小川代助
 八厘 大塚甚左衛門
 七厘 原田慶次郎・水野 豊
 小池むめ・岡田弥兵衛
 六厘 大竹藤一・出口久八・浅野栄吉
 五厘 各務源七・岩田支店・中島半兵衛

長繩源之丞^印 高木鏞太郎^印 武内慶太郎^印 大脇吉一郎^印 勝野敏介^印 河田甲太郎^印 小池うめ^印

四厘 武内圭次郎・河野ます・山田寅次郎・河田甲太郎

大竹金兵衛

三厘 永田嘉兵衛・勝野敏助・小倉 壽・加藤 扣

清水代蔵

貳厘 森田市太郎・長繩源之丞・梅田かな・大脇吉一郎

計、貳百六拾六割

右、明治廿六年十二月廿七日 旧十一月廿日ニ當ル。

町務委員決議ス。

加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・高木鏑太郎・伊神行馬・大竹藤一

欠席 蛭原久蔵・永田嘉兵衛・水野 豊・大塚甚左衛門・滝 傳七

右、拾名

明治廿七年十月十日、町務委員改撰。其結果左ノ如シ。

加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・阿部万次郎・伊神行馬・瀧 傳四郎

蛭原久造・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎・水野 豊

例年之夜廻りは左ノ如ク決ス。

三名ヅ、徹夜通番ニ勤務ノ事。但、代人ヲ出ストキハ拾五歳以上ノ男子ニ限ル。旧十一月一日より高木・武内・大脇ノ三氏はじめらる、筈。

右、明治廿七年十月十日、日待ノ節決議ニ係ル。

明治廿七年、日掛錢左之通訂正ス。

拾六匁 加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛

拾五匁 蛭原久造・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎

拾四匁 高木鏑太郎

拾三匁 阿部萬次郎

拾貳匁 滝 傳七

拾匁 伊神行馬・小川五郎三郎

九匁 大塚甚左衛門

八匁 原田慶次郎・水野 豊

七匁 藤甚支店・小池うめ

六匁 岡田金次郎・大竹藤一・浅野栄吉

五匁 大竹金兵衛・各務乙二郎・岩田支店

四匁 中島半兵衛・勝野敏介・武内慶次郎・河野ます

山田寅次郎

三匁 平尾 要・梅田友吉・永田嘉兵衛・長繩源之丞

加藤 扣・清水代蔵

貳匁 河田甲太郎・森田市太郎・大脇吉一郎

明治廿八年一月一日、阿部萬次郎裏出火。其翌二日臨時日待を催し議決スル事左ノ如シ。

一、金貳円 ○組消防夫へ慰勞金トシテ遣ス事。但、此金ハ祭礼費

ノ内ヨリ 支出ノ事。

一、金壹圓 消防器械備付場所借入之報酬トシテ大竹藤一へ遣ス事。

一、火災之節二用フル提灯ヲ町内一般ニ巻張ツ、調製スル事。但、

徽号ハ各戸思ヒニ エ 為スモ、其模形ハ同一ニ製スル筈。

明治廿八年二月七日、旧正月十三日、日待會、議決。

本年ハ日清事件ノ為メ幹事用繁劇ニ付、軍事ニ関スル件ハ町内各組ヲシテ交番補助スル事ニ決ス。

順次 第壹、中組。 第貳、下組。 第三、上組。

一、丹羽郡恤兵會、当組出金分金拾三円八十錢ノ八掛ケ乃至七掛金□²其□分学校等級割、又、残□分ヲ組内日一文割ニテ二月中ニ徵集シ、出金スル事ニ決ス。

明治廿八年九月七日ノ日待ニ議決スル事、左ノ如シ。

第一條 町務委員改撰ノ件。

一、町務委員ヲ改撰スルニ付、町内組費月掛日一文ヲ計貳百六拾文トシテ、其半額金百三拾文迄デ出金者ヲ第一級者（則チ、月掛ケ拾式文以上ノ者）トシテ、以下（月掛ケ拾文以下）ハ第二級者トシテ、第一級者ヨリ五名、第二級ヨリ五名、都合拾名ノ町務委員ヲ撰定スル事ニ決ス。

撰舉結果、左ニ記ス。

一、式拾二点	加藤松兵衛	一、二拾点	磯部友次郎
一、二拾二点	武内信太郎	一、五点	蛭原久蔵
一、式拾一点	高木鏑太郎	一、三点	栗本勘兵衛
一、拾九点	廣瀬忠兵衛		
一、拾七点	滝 傳七	当撰者	
一、拾四点	阿部萬次郎	加藤松兵衛・武内信太郎・高木鏑太郎・廣瀬忠兵衛・滝 傳七	
		伊神行馬・水野 豊・永田嘉兵衛・大竹藤一郎・平尾 要	

山庫新築件⁰⁴

一、山庫新築件ニ付、凡ソ見積金高ヲ百円トシテ其半額分ヲ義捐金ニテ集メ、残半額ハ町内等級割(則チ日一文集法)ヲ以テ集金シテ改築スル事ニ決ス。但シ其夜、有志帳ヲ造リ各自記名有之候。

明治廿八年十二月三日、町務委員會左之通り。

加藤松兵衛・欠席 廣瀬忠兵衛・欠席 高木鏞太郎・欠席 平尾要

伊神行馬・大竹藤一・武内信太郎・永田嘉兵衛・滝 傳七

欠席 水野 豊

右町務委員會ニ於テ左之通り決議スル。

一、武内信太郎氏扣家ニ對スル日一文拾ヶ月分金七拾錢ハ(但シ廿七年度分)蹟家明家ニナリ居タルヲ以テ、特別ヲ以テ半額金三拾五匁ニスル事。尤モ后集金モ同様ノ事。

一、栗本勘兵衛氏扣家モ前件ト全様ノ取扱ヒ之筈ニ決定スル。

明治廿八年度月掛錢、左之通り改正スル。

拾六錢 加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛

拾五錢 蛭原久蔵・武内信太郎・栗本勘兵衛・磯部友次郎

拾四錢 高木鏞太郎

拾三錢 阿部萬次郎

拾貳錢 滝 傳七

拾錢 伊神行馬・小川五郎三郎

九錢 大塚甚左衛門

八錢 原田慶次郎・水野 豊

七錢 小池うめ

六錢 岡田金次郎・大竹藤一・浅野栄吉

五錢 大竹金兵衛・各務乙次郎・岩田支店

四錢 勝野敏介・武内慶次郎・河野ます・山田寅次郎

小川宅次郎

三錢 平尾 要・梅田友吉・永田嘉兵衛・長繩源之丞・加藤 扣

清水代蔵

貳錢 吉野仲一・森田市太郎・大脇吉一郎・栗本 扣

メ金貳円六拾貳錢候也。

町内ノ夜番ハ明治廿九年拾二月三十日迄デ分ハ永田嘉兵衛氏方迄デニテ終ル。依テ此處ニ記載スル者也。

明治三十年旧十一月、日待ニテ町務「委員」、一級五名・二級五名都合拾名撰定ニ決ス。

撰舉人、左ノ「如シ」。

一、十一點 高木鏞太郎

一、十點 加藤松兵衛

一、八點 廣瀬忠兵衛

一、五點 蛭原久造

一、五點 滝 傳七

二級

一、十點 水野 豊

明治三十一年祭典費割、町務委員會ニ於テ決議、左ノ如ク。

一、十二点	永田嘉兵衛	一、五	岩田支店
一、七点	大竹藤市	一、全	大竹金兵衛
一、六点	浅野栄吉	一、全	岡田金次郎
一、六点	平尾 要	一、全	各務乙次郎
		一、全	勝野敏介
		一、四	梅田友吉
一、拾七	加藤松兵衛	一、〃	小川宅次郎
一、全	廣瀬忠兵衛	一、〃	山田寅次郎
一、拾六	蛭原久造	一、三	平尾 要
一、全	竹内信太郎	一、〃	永田嘉兵衛
一、全	栗本勘兵衛	一、〃	加藤 扣
一、全	磯部友次郎	一、〃	長繩源之丞
一、拾五	高木鏞太郎	一、〃	大脇吉一郎
一、拾三	阿部萬次郎	一、〃	近藤 梅
一、拾	滝 傳七	一、〃	吉野忠之
一、全	伊神行馬	一、〃	河野ます
一、八	小川五郎三郎	一、	竹内やつ
一、全	大塚甚左衛門	一、	森田市太郎
一、全	水野 豊	一、	清水代蔵
一、全	原田慶次郎	一、	田中铁次郎
一、全	小池うめ		
一、七	浅野栄吉		
一、六	大竹藤一		

三十一年旧正月廿三日協議。

三十七戸 式百七十式

一、日待之節、神官ノ礼是迄五襲之處、以来拾弔ニ訂正相成候事。
一、本年代參ヲ以、大神宮軸ヲ迎ヘル事ニ決定候。

一、学校浦水井戸ノ中浚ヲ下本町ヨリ促し越候付、協議ノ上同意ニ決定ス。

一、武内やつ役拔之儀申出ニ付、委員へ協議致し候處、金壹円ヲ以許容スベキ旨ニ付、右決定ス。

三拾一年四月十三日、町務委員會議。

加藤松兵衛・廣瀬忠兵衛・高木鏞太郎・瀧 傳七・蛭原久造

水野 豊・大竹藤一・浅野栄吉・永田嘉兵衛 已上列席者

四月廿七、八日祭典済次第新當番へ引渡すべき事。

従来旧五月日付を新五月と改定すべき事。

但、正月・九月ハ従前之通り。

岩田支店ハ包金を以て當番除き許諾せし事。

水野豊當番勤務中、忌中差支を生じ候ニ付、順送りと可致候事。

已上決議候也。

明治三拾一年新五月十四日、栗本日待席ニテ左ノ件決議ス。

一、車山預り場、上・中・下之區別ヲ立ル件。

但シ、廿二年、中組。 廿三年、上組。

廿四年、下組。 廿五年、中組。

一、手子支度儀、當番タリトモ除カザル件。

一、御神札納社修繕之件。
一、町務委員改撰之件。

但、一級五名、二級五名、都合十名撰定ニ決ス。

一、十八点 高木鏞太郎

一、十八点 武内信太郎

一、十六点 加藤松兵衛

一、十六点 廣瀬忠兵衛

一、十一點 瀧 傳七

二級

一、十六点 大竹藤一

一、十三点 浅野栄吉

一、十三点 永田嘉兵衛

一、十三点 水野 豊

一、十一點 平尾 要

明治三拾貳年新五月式日、小川日待席ニテ左ノ件決議ス。

一、車山水引修繕及中山幕破損ノケ所修復之件。

一、町務「委」員改撰之件。

但、壹級五名、貳級五名、都合拾名。当日撰挙当撰者左ノ如シ。

一、廿壹点 加藤松兵衛

一、十九点 高木鏞太郎

一、十五点 阿部萬二郎

一、貳十點 武内信太郎

	一、十二点	小川五郎三郎	一、同	高木鏑太郎
	式級		一、同	磯部友次郎
	一、十七点	永田嘉兵衛	一、同	武内信太郎
	一、十六点	浅野榮吉	一、拾三菱	阿部萬次郎
	一、十六点	大竹藤一	一、拾菱	伊神行馬
	一、十参点	岡田金二郎	一、同	小川五郎三郎
	一、十三点	平尾 要	一、九菱	瀧 傳七
			一、同	原田慶次郎
			一、八菱	大塚甚左衛門
	明治参拾参年陽曆五月四日、高木鏑太郎方日待の席にて決議シタル件、左ノ如シ。		一、同	小池 むめ
	一、皇太子殿下大婚奉祝用トシテ塗竿・國旗一齊ニ調製スル事。		一、同	岩田支店
	一、町務委員改撰。即、當撰者左ノ如シ。		一、七菱	浅野榮吉
	其老級ハ		一、六菱	大竹藤一
	加藤松兵衛・高木鏑太郎 阿部萬次郎 瀧 傳七・武内信太郎		一、同	勝野敏介
	其武級ハ		一、同	大竹金兵衛
	浅野榮吉・大竹藤一・勝野敏介・永田嘉兵衛・岡田金次郎		一、五菱	各務音次郎
			一、同	岡田金次郎
	明治参拾参年陰曆九月廿二日勝野敏介方ニ於て日待之節、日掛錢之更正ヲ決議ス。		一、同	梅田 友吉
			一、四菱	小嶋清三郎
1	一、拾七錢	加藤松兵衛	一、同	小川宅次郎
2	一、拾六錢	蛭原久蔵	一、同	山田寅次郎
	一、同	廣瀬房兵衛	一、参菱	加藤支店
	一、同	栗本勘兵衛	一、同	永田嘉兵衛

一、同	長繩源之丞
一、同	大脇吉一郎
一、同	吉野忠之
一、同	森田市太郎
一、同	近藤梅二郎
一、同	平尾めい
一、同	河野ますよ
一、同	清水まさ
一、同	田中鉄次郎
一、同	勝野 扣

12

明治参拾四年十一月式十一日、加藤宅ニ於テ町務委員臨時會ニ於テ決議シタル事項、左ノ如シ。

- 一、従来○消防組ト称シ當町設備之團體アリシモ、消防規則ノ改定セラレテヨリ以来殆ト中止ノ姿トナリ、此佩ニ放棄セバ、町内大竹宅前ニ格納セル消防器械、自然ニ壞廢シ其用ヲナサザルニ至リテハ實ニ遺憾ノ極ナルヲ以テ、茲ニ町内ノ費用幾分ヲ補助シ、人選之上組内ノ附屬トシ、一朝事アルニ當テハ大人意ヲ強クスルモノアルヲ信ズ。其費用ノ如キハ僅々日待ノ一會ヲ催スト唯器具ノ修理ニ要スル小金額ナルノミ。故ニ町内附屬トシテ消防組ヲ置ク事ニ決ス。
 - 一、夜番ハ小島喜八ニ請負ハシメ、明一月廿二日ヨリ開始スル事。
- 右二件、費用支出ヲ左ノ如ク定ム。

消防組ニ要スル費用ハ日掛錢二分擔ス。
夜番費用ハ加藤・廣瀬・高木・蛭原・阿部・武内・栗本ノ七名ハ金拾弍匁ツ、他ハ日掛錢ニテ徵集スル事。
一、工兵移轉問題ハ役場ノ指令ニヨリ撰舉シ、左ノ五名ヲ當選ト定ム。

二十一票	加藤松兵衛
十六票	小川五郎三郎
十三票	阿部萬次郎
十一票	永田嘉兵衛
十票	磯部友次郎
十票	蛭原久造
六票	浅野榮吉
六票	伊神行馬
五票	栗本勘兵衛
五票	勝野敏介
五票	廣瀬房次郎

明治参拾四年陽曆五月五日、廣瀬宅ニテ日待之節、町務委員ノ改選ヲ執行ス。開票ノ結果、左ノ如シ。

拾九票	加藤松兵衛
拾九票	高木鋪太郎
拾五票	廣瀬房次郎

一級

票數	姓名	席數	姓名
拾二票	武内信太郎	明治三十四年五月六日町務委員臨時會ヲ開キ日掛錢ノ更正ヲ決議ス。	
拾壹票	阿部萬次郎	1 壹匁七厘	加藤松兵衛
拾壹票	小川五郎三郎	2 壹匁六厘	磯部友次郎・高木鏞太郎・廣瀬房次郎
七票	磯部友次郎		栗本勘兵衛・武内信太郎・蛭原久造
六票	伊神行馬	3 壹匁三厘	阿部萬次郎
五票	蛭原久造	4 壹匁	伊神行馬・小川五郎三郎
二級		5 九厘	原田慶次郎・瀧 傳七・岩田支店
拾八票	淺野榮吉	6 八厘	大塚甚左衛門・小池むめ
拾五票	大竹藤一	7 七厘	淺野榮吉・勝野敏介
拾三票	永田嘉兵衛	8 六厘	大竹藤一・大竹金兵衛
拾二票	各務乙次郎	9 五厘	各務乙次郎・梅田友吉・岡田金次郎
九票	瀧 傳七		山田寅次郎
八票	岡田金次郎	10 四厘	小嶋清三郎・小川宅次郎・永田嘉兵衛
四票	大塚甚左衛門	11 三厘	加藤支店・長繩源之丞・大脇吉一郎
三票	大竹金兵衛		吉野忠之・森田市太郎・近藤梅次郎
二票	山田寅次郎	12 二厘	平尾めい・河野ますよ・清水まさ
二票	原田慶次郎		田中鉄二郎・勝の 扣
一票	梅田・岩田・近藤・勝の		
當選者		計貳百七十五文	
一級	加藤松兵衛・高木鏞太郎・廣瀬房次郎・武内信太郎	當日出席員左ノ如シ。	
年長者	阿部萬次郎	加藤松兵衛・阿部萬次郎・廣瀬房次郎・瀧 傳七・淺野榮吉	
二級	淺野榮吉・大竹藤一・永田嘉兵衛・各務乙次郎・瀧 傳七	大竹藤一・各務乙次郎 計 七名	
		欠席 高木鏞太郎・武内信太郎・永田嘉兵衛	

明治卅四年五月六日、廣瀬宅ニ於テ臨時集會ノ節

一、秋葉様代参之節

一、秋葉社へ金壹円也。

一、可睡齋⁰⁶へ金壹円也。

右ハ祈禱料トシテ献納スル事。又、支出ノ金ハ左ノ人名割ヨリ集ムル事。

一、金八錢宛 加藤・廣瀬・高木・磯部・武内・阿部・栗本・蛭原 八名

一、金七錢宛 伊神・瀧・原田・大塚・小池・岩田・小川五郎三郎 七名

一、四錢八厘宛 浅野・出口や・大竹藤・梅田・小川・勝の・各務・岡田・小嶋・山田 十名

一、参錢貳厘宛 加藤支店・永田・長繩・大脇・森田・近藤・平尾・河の・清水・田中・勝の支店・吉の 十二名

ノ 金貳円壹錢六厘 残金壹錢六厘ハ賽錢ニする事。

明治卅四年旧十二月十九日、日待宿小川五郎三郎宅ニ於。

一、○消防ハ昨年一月廿一日、町務委員會ニ於テ決議之通り継続スル事。

一、水瓶新調之事。

一、夜番ハ小嶋喜八ニ請負シメ、新十二月廿五日ヨリ開始スル事。旧十一月二十五日より一月十七日。ノ五十二夜。

^{〔欄外記載〕}
代金五円半。

注

(1) 一八八〇年(明治一三)太政官布告第一八号を以て制定された、村会の組織・権限に関する事項を規定した法規。

(2) 議案の賛否を多数決で採る場合の議決権。

(3) 町内の必要経費を各家の経済力等に応じて徴集するためにランク付して割り当てた。経済力等は変化するものであるため、毎年そのランクの見直し改定を行なった。

中本町には、一九二二年(大正一一)から一九六二年(昭和三七)迄の町内運営記録とでも云うべき『規約及議事録』が残されている。

これによると、一九三三年(昭和八)四月には次のように決議されている。「従来日一文ノ決議ハ、慣例ニヨリ席上決議ニヨリタルモ、自今公平ヲ期スル為メ、町等戸及所得ヲ参酌加味シ、慎重ニ慎重ヲ重ネ、其資料・負担力ニ重キヲ置キ、町務委員ノ最モ公平無私ニ決定スル事ヲ要ス。」

(4) 天野金平から各務ひさの六名は、原帳簿で並列に記されており、記載箇所からして、この時点で他所からの転入者であったと推定される。

(5) 注3で記したように各家ごとにランク付されて集められた、今日で云う町内会費。

当町内には犬山祭に参加する車山(曳山)があり、これを維持・運営していくには多額の経費を必要とした。従ってこの「日一文」は大体その費用に充てられ、原則として毎月徴集された。月毎に徴集したので「月掛」とも云われ(一八九五年記事)、また「日掛」(一

九〇〇年記事」とも云われている。

一九二二年（大正一一）にはそれ迄の「日一文」の算定額を六割、新県税戸数割資力の算定額を四割として算出した額を「日一文」の金額に改定した。（前掲書『規約及議事録』）

(6) 町内の一週に秋葉神社が祀られており、毎年、町内の者が代表して本社へ参拝に行った。

一八九一年（明治二四）から記載された中本町の『第貳號諸勘定帳』に、秋葉山代参料一円二十五錢、秋葉山大札一枚・小札三十五枚・可睡齋大札一枚等十三錢とあり、「廿四年十月廿八日震災ニ付本町之如キ火災ヲ免レシニ據リ、町内有志ヲ募リ、左記之通り有志會ヲ以、可睡齋大般若執行ヲ相願」（一八九一年一月一六日記事）とあり、厚い信仰心が伺われる。

この代参は、町内の秋葉神社がなくなった今日においても行われ、神札が町内各家に配布されている。（同町在住の加藤康夫氏談）

(7) 車山を解体して保管しておく蔵。一八九二年（明治二五）の記事では「車山蔵」、その三年後には「山庫」と表記されている。一般に「ヤマグラ」と云われる。

(8) 「八月祭礼」は旧八月二七日・二八日に行なわれた犬山祭であり、「船祭」は愛知県津島の天王祭の巻きわら船を模した船を夜の本曾川に浮かべ、笛・太鼓で囃しを奏して下った三光寺祭。「川祭り」とも云った。

前掲『規約及議事録』の一九五八年（昭和三三）七月には、次に要約するような記載がある。

市役所より保存費一萬五千円と火花が支給され、参加町内は中本町・熊野町。使用舟山の名称は青色。山組・山下しは町内全員で、

両日共出不足金は百円。日一文は七月分・八月分二回ずつ集金。船賃は遊船会社へ問合せ。八匁のローソクを注文。若い衆手当七千円。当番手当五人分千五百円。高張提灯を二個作り、船山竹と軒竹（四二本）を注文。ところが一九日後には、船頭に山組・山下し、山材料の引取・取片付け一切を金六千円で交渉し一任することになった。（三艘分の船賃五千円・船頭への祝儀千円）

(9) 町内の全戸主が参加して行なう会合で、いわば町内の総会であり、この席上で諸々の重要案件が決定される。食事が用意され町内全体の親睦を深める意味合いもあった。

前掲『規約及議事録』の一九三二年（昭和七）四月には、「日待費用は区々トナリ、費用等二付キ意見百出ノ有様ナルモ、自今会費一人前金参十五錢以内トシ、其献立ニ付テハ当番二委任スルハ勿論ナルモ、味噌汁・鱈汁・五目飯位ノ程度トスル事。」とある。

(10) 車山は上山・中山・下山の三層からなっており、上山はカラクリが演舞し、中山ではカラクリを操り、下山で囃しを奏楽する。従ってここでは囃し方の任務を云う。

(11) 祭礼の時には、それぞれ役割があり、その任務が果たせない（役抜）時にその代償として金銭を支払うこと。

(12) 「ヤマオロシ」と云って、祭礼の本楽が終わった翌日に車山を解体して車山蔵に収納する。その後、「手子連」[車山を曳く人達]は傘鉾山（現白山平の山裾南西あたり、傘鉾の涼み台があったので通称名となった）で、歌妓を連れて野宴を張ったものである（佐橋利英著『真先考』）

こうした車山の解体作業と祭礼行事の慰労会を含めて「ヤマオロシ」と云っていたようである。

- (13) こうした等級分けによる委員選出方法は、中本町だけではなく、魚屋町においても一九〇五年（明治三八）から採用された。（拙稿『校訂「諸事集金帳」』中日本自動車短期大学論叢第二〇号所収）
- なお、中本町の等級別選挙は、前掲『規約及議事録』によると、一九三三年（昭和八）四月には、「日一文ノ級別ヲ廃シ、爾来一級二級ヲ改メ普通選挙トシ、町務委員ノ階級ヲ打破スルモノトス。」と決議され、改正された。
- (14) 前掲書『第貳號諸勘定帳』に「廿四年十月廿八日震災ニ付、山蔵全潰ニ相成」とあるように、濃尾大地震のために、これまでの山蔵が全壊したので新築する必要があった。そして、一八九四年（明治二七）から記載された中本町の『第三號諸精算帳』に一八九八年（明治三一）十一月七日「山蔵上棟式御神札納殿義捐金額・姓名、左二」とあるから、この年に山蔵は竣工したようである。
- (15) 車山の下山（一層目）に掛けられる大赤幕の上部に掛けられる水引幕で、これには刺繍などが施されて豪華なもの。
- (16) 曹洞宗の万松山可睡斎。一八七三年（明治六）に秋葉寺より火防神である三尺坊大権現を迎えて境内に安置した。この秋葉三尺坊はこの寺の守護神であるばかりでなく、広く大衆の信奉するところとなった。

本稿作成にあたり、星野義孝氏・伊藤裕規氏・加藤康夫氏に御協力をいただいたことを記し、ここに深く感謝します。